

資料目次

1.計画改定の考え方	4
(1)改定の趣旨	4
地域福祉とは	4
地域福祉計画とは.....	4
社会福祉協議会地域福祉活動計画とは	5
社会福祉協議会との連携.....	6
(2)第4期戸田市地域福祉計画について	7
(3)戸田市社会福祉協議会第2期運営強化計画について	8
(4)計画の沿革	10
(5)主な関連計画について.....	11
戸田市第5次総合振興計画(令和3年~12年)	11
戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年~令和5年度)	11
戸田市障がい者計画・障がい児福祉計画(令和3年~令和5年度)	11
戸田市健康増進計画・食育推進計画(平成31年~令和5年度)	12
子ども・子育て支援事業計画(令和2年~令和6年度)	12
(6)改定の要点	12
2.計画改定の体制	13
(1)市民参加.....	13
アンケート調査	13

資料 I

戸田市福祉施策審議会・戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会による審議...	13
パブリックコメント	13
(2) 周知	14
3.第4期戸田市地域福祉計画・戸田市社会福祉協議会第2期運営強化計画の進捗状況及び次期計画への引継事項.....	15
(1) 第4期戸田市地域福祉計画について.....	15
基本施策1「地域で支えあうまちづくり」	16
基本施策2 福祉サービスの充実したまちづくり	16
基本施策3 社会福祉協議会との連携	16
4.調査等から見える課題.....	18
課題① 高齢・介護に対する不安	19
課題② 防災・防犯・交通安全等安心できる生活環境の充実.....	21
課題③ 支援につながる体制づくり	24
課題④ 地域社会のつながりの希薄化	26
課題⑤ 地域生活課題の複雑化	28
5.基本理念、基本施策について	30
(1) 基本理念(案)について	30
(2) 基本施策(案)について	32
基本施策1(案) 地域で支えあう ^ま ち ^ち 戸田づくり	33
基本施策2(案) だれもが安心できる ^ま ち ^ち 戸田づくり	37

資料 I

基本施策3(案)福祉サービスの充実した ^ま <u>戸田</u> ^ち づくり	41
6.計画改定に係る審議会のスケジュール	45

第 5 期戸田市地域福祉計画・第 5 期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画の改定方針について

I. 計画改定の考え方

(1) 改定の趣旨

令和 5 年 3 月 31 日をもって、現行の「第 4 期戸田市地域福祉計画」及び「戸田市社会福祉協議会第 2 期運営強化計画」が計画期間を終えることから、次期の計画に向けて改定を行うものです。

地域福祉とは

地域における社会福祉の仕組みであり、地域福祉の推進は、市民、市内で活動する団体・組織、福祉サービス事業所、行政などが有機的なつながりを持って、お互い助け合い「顔の見える関係」をつくりながら、共に生き、支え合う社会を実現し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくための仕組みです。(社会福祉法第 4 条)

地域福祉計画とは

地域福祉計画は平成 12 年の社会福祉法の改正において新たに定められた事項であり、自治体が地域福祉を推進するために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に構想、提示するものです。(社会福祉法第 107 条)

平成 29 年には任意とされていた地域福祉計画が努力義務となり、策定に際しては「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられることになりました。

また、策定にあたり、以下の5つの事項を一体的に定めることとされています。^{※1}

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項^{※2}

^{※1} 社会福祉法第107条

^{※2} 令和2年度の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」の一部が改正され「包括的な支援体制の整備事業」が事業実施の有無に関わらず記載すべき事項となりました。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

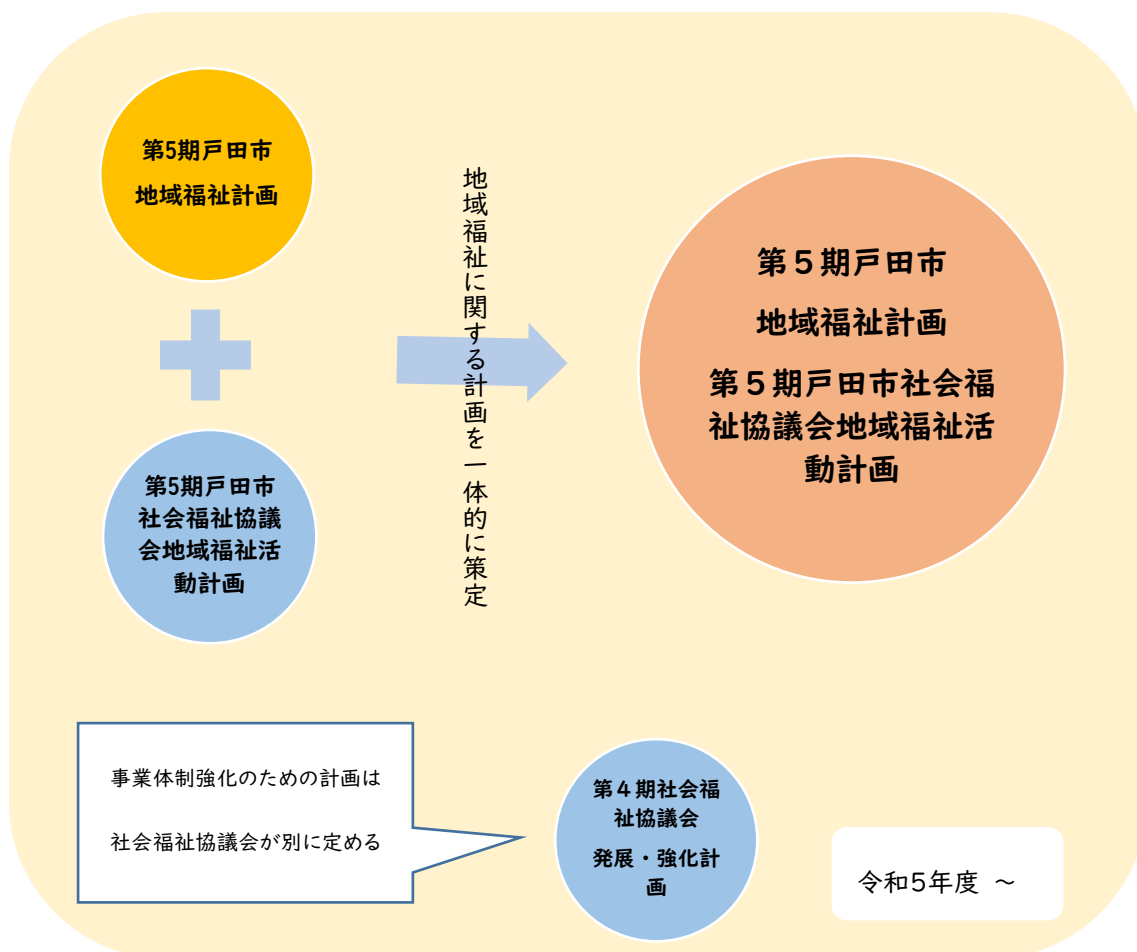
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

社会福祉協議会との連携

次期計画では、市と社会福祉協議会で地域課題を整理し、課題解決に向け双方の役割を明確化しつつ、地域課題・地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、これまで別々に策定していた市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つの計画として一体的に策定することとしております。



(2) 第 4 期戸田市地域福祉計画について

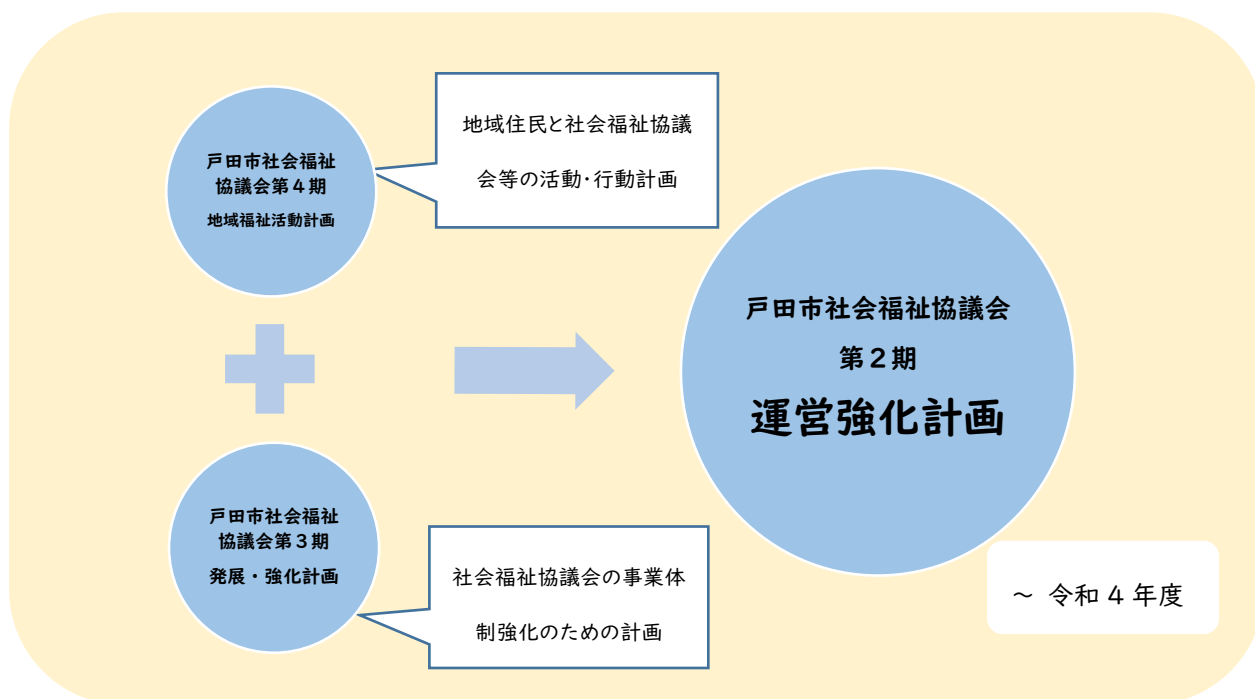
現行の戸田市地域福祉計画の概要は下記のとおりです。

■施策の流れ

基本理念	5年間のテーマ	基本施策	施策の方向性
やわらかに響きあうー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田ー	地域共生社会の実現に向けて	基本施策1 地域で 支えあう まちづくり	1-1 地域活動の担い手を掘り起こし、参画を進める
			1-2 市民の支えあいによる安心な地域づくり
		基本施策2 福祉サービスの 充実した まちづくり	2-1 子ども・高齢者・障がい者、全ての人が福祉サービスを安心して利用できる環境の整備
			2-2 地域包括ケアシステムの深化・推進
			2-3 生活困窮者への支援
			2-4 避難行動要支援者避難支援制度の実施
		基本施策3 社会福祉 協議会 との連携	3-1 社会福祉協議会の体制強化
			3-2 ボランティア(NPO)等の市民団体の活動支援
			3-3 社会福祉法人への支援体制の充実

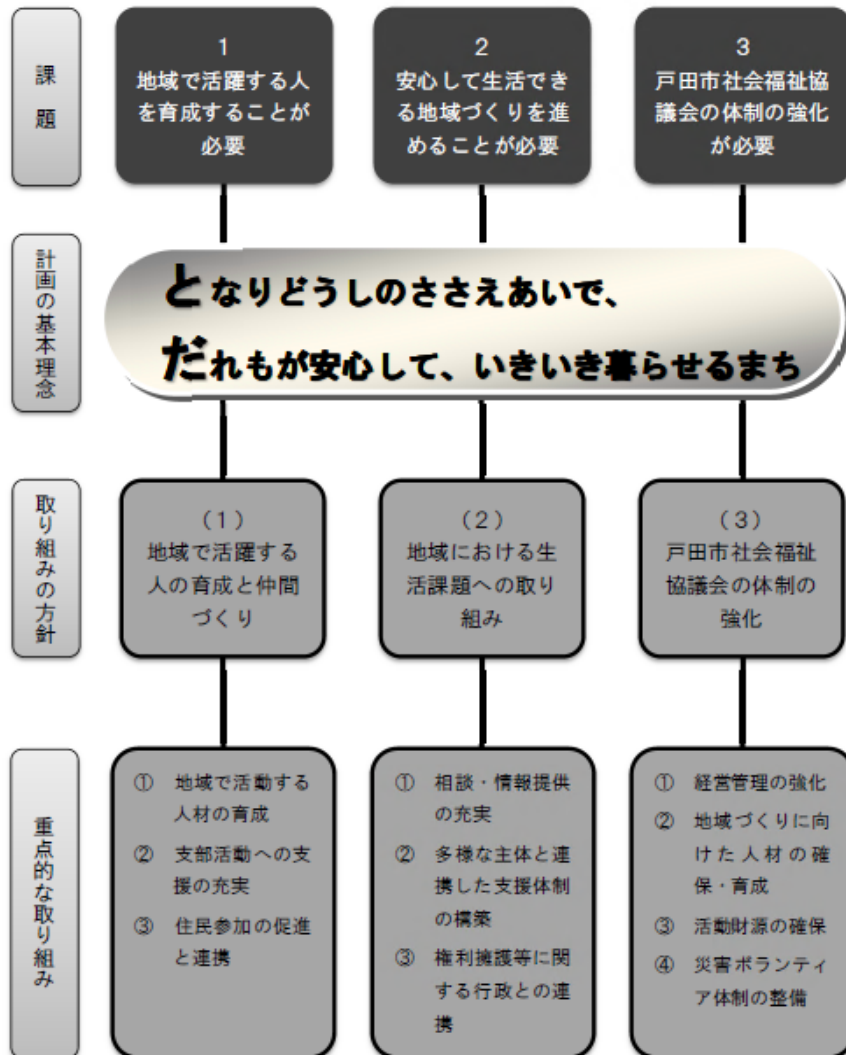
(3) 戸田市社会福祉協議会第2期運営強化計画について

現行の戸田市社会福祉協議会運営強化計画の概要は下記の通りです。



※地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、地域における幅広い民間による自主的な福祉活動の合意形成といった性格を持つものとして、社会資源の活用、協働、協調を踏まえた上での住民参加に基づく小地域福祉活動、またその推進方法、そのための財源確保などを明確にし、住民参加及び関係団体との連携・協力による地域福祉を推進するための具体的、実効性のある計画として策定するものです。



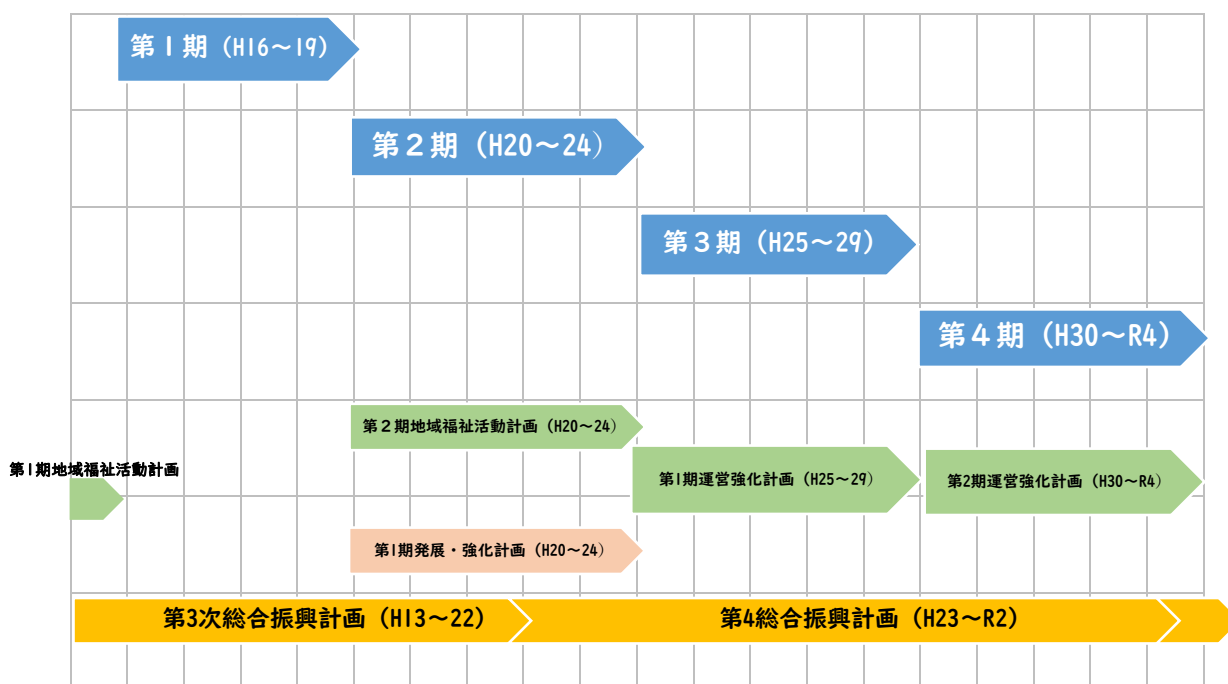
(4) 計画の沿革

戸田市地域福祉計画は、平成16年に多くの市民の参画により策定され、地域福祉の包括的な取り組みを開始しました。その後は、5年毎に前計画の総括を行い、地域福祉に関して戸田市の目指すべき姿を反映させた地域づくりを計画立てて行っています。

また、戸田市社会福祉協議会運営強化計画は、平成25年3月にこれまでの「戸田市社会福祉協議会発展・強化計画」と「戸田市社会福祉協議会新地域福祉活動計画（第2期）」を統合し策定されており、戸田市地域福祉計画と同様に5年毎に改定を行っております。

第5期戸田市地域福祉計画・戸田市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画の期間も、第4期地域福祉計画と同様の5年間（令和5年から令和9年度）を予定しています

15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 2 3 4 5



(5) 主な関連計画について

地域福祉計画の策定にあたっては、総合計画などの上位計画や関連する諸計画と整合化を図ることが必要です。

戸田市第5次総合振興計画（令和3年～12年）

戸田市の事業に向けたまちづくりの指針として、市民と行政が、共に目指す将来都市像を描き、その実現に向けた明確な目標や方策を定めた市の最上位計画です。

戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年～令和5年度）

「第8期戸田市高齢者福祉計画」は、すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

「第8期戸田市介護保険事業計画」は、65歳以上の要介護等認定者（40歳から64歳までにおいて老化が原因とされる特定疾病者も含む。）ができる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標を取りまとめたものです。

戸田市障がい者計画・障がい児福祉計画（令和3年～令和5年度）

「第5期戸田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「第1期戸田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条第20第15項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

戸田市健康増進計画・食育推進計画（平成31年～令和5年度）

「第3次戸田市健康増進計画」は、戸田市自殺対策計画及び戸田市歯科口腔保健推進計画を含む市民の皆様の健康づくりに関する取り組みをまとめた計画です。

「第2次食育推進計画」は、市民への食に対する意識を正しく理解していただくための取り組みをまとめた計画です。

子ども・子育て支援事業計画（令和2年～令和6年度）

「第2期戸田市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定された計画です。

(6) 改定の要点

計画改定の要点は次のとおりです。

1. 市の最上位計画である戸田市第5次総合振興計画を基盤としながら、各福祉分野の計画を連携し、他関連計画と整合性を保つ計画とします。
2. 市の特性と国の動向及び埼玉県地域福祉支援計画を踏まえた計画とします。
3. 市、市民、事業者が対等な立場で連帯し、活動できる体制を構築する計画とします
4. 地域課題、地域福祉推進の方向性の共有化を図るため、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一つの計画とし、一体的に策定します。

2. 計画改定の体制

計画の改定にあたっては、下記のとおり市民や社会福祉事業者等の声を取り入れ、検討し、周知してまいります。

(1) 市民参加

アンケート調査

計画に関する単独調査は行わず、市民を対象に市内の各所属が行ったアンケート調査を参考とします。また戸田市社会福祉協議会では、日ごろの地域福祉活動や地域における生活課題を把握するため、支部、個人ボランティア、ボランティア団体、社会福祉団体を対象としたアンケート調査を行いました。(別添「資料3」参照)

戸田市福祉施策審議会・戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会による審議

計画の方針や施策について、市民、社会福祉について識見を有する者、社会福祉事業に従事する者で構成される戸田市福祉施策審議会及び戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会に諮り、調査審議いただきます。

パブリックコメント

計画(案)について公表し、広く市民へ意見を伺うとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表します。

(2) 周知

策定した計画は、戸田市及び戸田市社会福祉協議会の広報やホームページ等で広く周知し、地域福祉活動の推進を図ります。



3.第4期戸田市地域福祉計画・戸田市社会福祉協議会第2期運営強化計画の進捗状況及び次期計画への引継事項

市と社会福祉協議会では、上述の基本施策または取り組み方針に沿って進捗管理を行っています。次期計画の策定にあたり、現在までの主な実績と課題を整理しました。

なお、現在計画に係る進捗状況については、令和4年度以降の審議会においても順次報告いたします。

(1) 第4期戸田市地域福祉計画について

3つの主体によるそれぞれの施策に関して、1つずつ大きな枠組みでの目標を設定し、進捗管理を実施しています。

基本 理念	5年間の テーマ	施策別取組主体と進捗管理方法
やわらかに響きあうー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田 <small>まち</small> ー	地域共生社会の実現に向けて	<p>基本施策1 取組主体 / 市民</p> <p>地域で 【地域活動への参画・支え合いによる地域づくり】</p> <p>支えあう ・市民に対する意識調査の進捗管理</p> <p>まちづくり ・⇒市民意識調査の「地域活動やボランティアに参加した人」</p> <p>・平成30年度実績値42.3% ※次回調査結果は令和4年4月以降に確定</p>
		<p>取組主体 / 行政</p> <p>基本施策2 【総合的な相談支援体制】</p> <p>福祉サービスの ・総合的な相談支援体制の確立</p> <p>充実した ・⇒令和2年度に福祉総合相談窓口を開設</p> <p>まちづくり ・令和2年度相談者数54名 令和3年度相談者数88名(令和4年3月現在)</p>
		<p>取組主体 / 社協</p> <p>基本施策3 【社会福祉協議会の体制強化】</p> <p>社会福祉 ・社会福祉協議会第2期運営強化計画による進捗管理</p> <p>協議会</p> <p>との連携</p>

基本施策1「地域で支えあうまちづくり」

第4期戸田市地域福祉計画では、市民による「地域活動への参画・支え合いによる地域づくり」を目標としています。上記の目標を達成するため、市ではボランティア・NPOの活動支援として、地域における住民主体の介護予防教室の立ち上げ、ボランティアに入門講座の実施や多世代が交流できる活動の拠点の提供等を行ってきました。

指針としている市民意識調査の結果は現在集計中であるため、目標達成の可否についてお示しすることはできませんが、地域福祉の基本は互いを思いやり、支え合う意識にあります。地域福祉の更なる推進に向けて、市民は「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、相互扶助の意識を育み、人と人が関係する地域づくりを行うよう努めていくことが求められています。

次期計画への引継事項

引き続き、地域福祉活動を担う市民の育成や身近な地域活動の促進に対する支援を行います

基本施策2 福祉サービスの充実したまちづくり

第4期戸田市地域福祉計画では、行政による「総合的な相談支援体制」を目標としています。上記の目標を達成するため、市では令和2年度に福祉総合相談窓口を設置し、福祉の困りごとに関して複合的な課題をときほぐし、市の関係部署や他の関係機関につなぐ相談支援を実施しています。

次期計画への引継事項

福祉総合相談窓口では、相談者からの様々な課題を受け止め、適切に関係機関、制度、サービスにつないでいます。相談支援に対する市民ニーズは増加しており、市では引き続き関係機関等と連携強化を行い、相談者一人ひとりに寄り添った支援を実施していきます。

基本施策3 社会福祉協議会との連携

第4期戸田市地域福祉計画では、社会福祉協議会による「運営強化計画の進捗管理」を目標としています。上記の目標を達成するため、社会福祉協議会では「地域で活躍する人の育成と仲間づくり」、

資料 1

「地域における生活課題への取組み」、「戸田市社会福祉協議会の体制の強化」を重点的な取組みとしています。具体的な取組みとして、新たに目的型ボランティア養成講座を開催したり、市内の社会福祉法人等との連絡会等の設置に向け話し合いを進めています。また、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、アウトリーチによる支援を行うとともに、市内5地区で出張相談会を実施し、今後も不安や悩みを抱えている方の早期発見に努めています。その他、災害ボランティアセンターの設置、運営等に関し、戸田市と協定を締結するなど、市や関係機関と連携を進めています。

次期計画への引継事項

これまで別々に策定していた市と社会福祉協議会の計画を一体化し、一つの計画とすることで、より一層地域福祉推進の方向性の共有化を図っていきます。



4. 調査等から見える課題

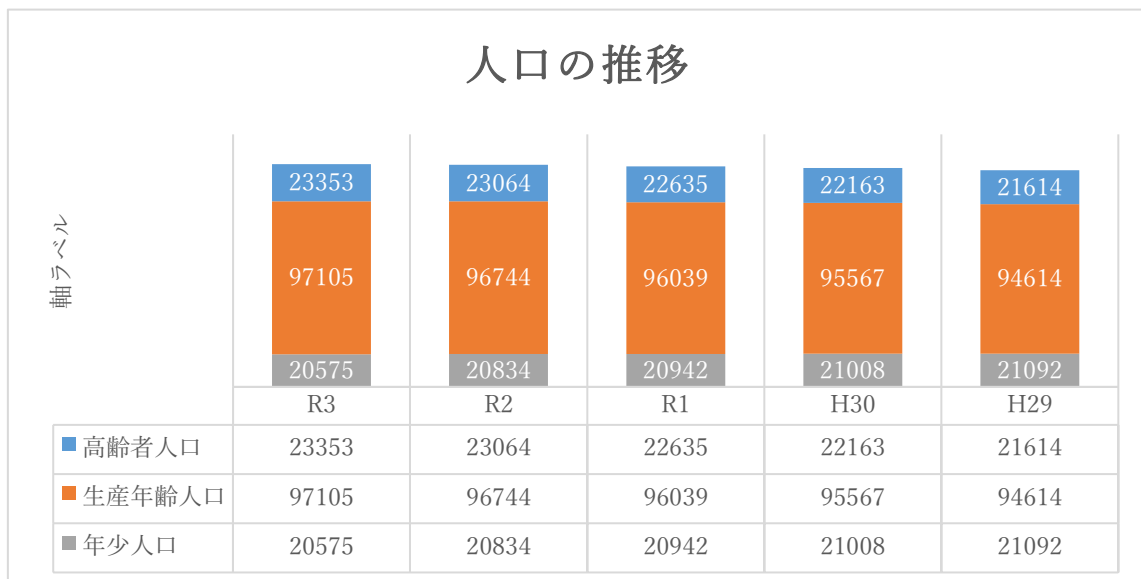
戸田市の現状と戸田市社会福祉協議会によるアンケート等により、下記のとおり分析いたしました（戸田市社会福祉協議会によるアンケート結果の詳細は、別紙「資料 2」参照）。なお、市民意識調査は平成30年現在のものであり、最新の調査結果は令和4年4月下旬以降に報告される予定です。



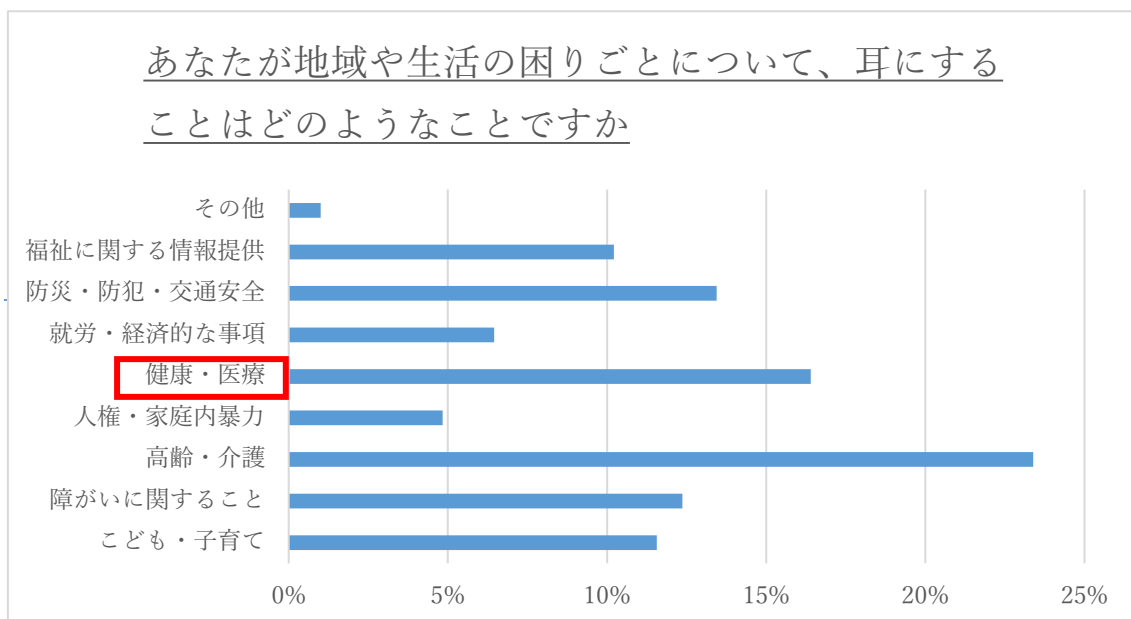
課題① 高齢・介護に対する不安

現状と課題

戸田市は県内平均と比較し、高齢化率が最も低いまちではありますが、高齢者（65歳以上）人口は23,353人と、令和3年度は平成29年の1.08倍となっております。*



*市 HP オープンデータより



目指す姿

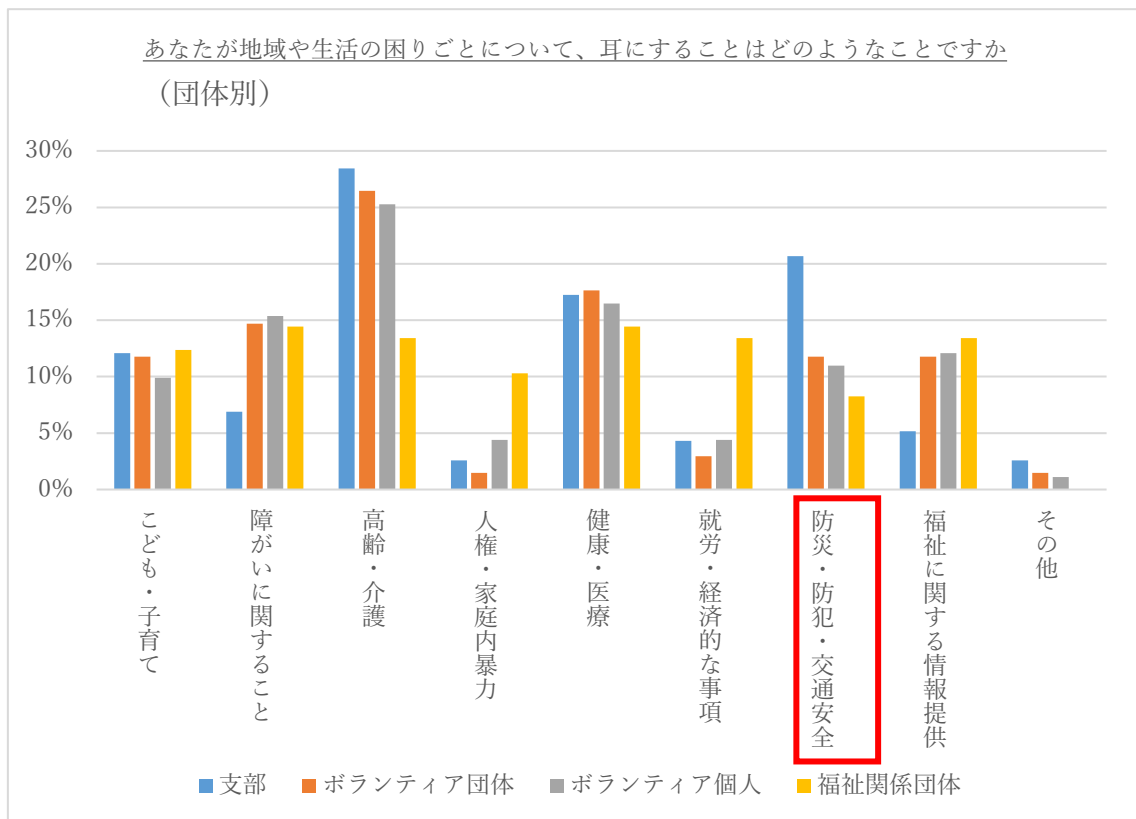
高齢者の人口が増加していること、介護についての困りごとを耳にする機会が多いというアンケートの結果から、福祉サービスのさらなる充実と、必要なサービスを必要とする人が必要とするサービスを利用することができる仕組みづくりが求められています。また、市民が主体的に福祉に関心を持ち、主体的に地域福祉を推進する人材を育成するとともに、社会福祉活動を支援し、市民にとって身近な地域で地域福祉活動を行えるような環境を整備します。



課題② 防災・防犯・交通安全等安心できる生活環境の充実

現状

社会福祉協議会実施のアンケートでは、特に支部より、自然災害や防災、防犯など安心できる生活環境を望む意見が多く寄せられました。また、共創企画課実施の市民意識調査では、今後重要だと思う市の取り組みについて、「災害に強いまち」「防犯対策が充実したまち」が41項目中、第5位、第6位となっています。



*社会福祉協議会実施アンケートより

資料 I

戸田市にとって今後重要だと思う取り組みを5つまで選んでください(複数回答・〇は5つ)



目指す姿

地域ぐるみの防犯、防災力の強化を推進するとともに、公共施設のバリアフリー化を進める等、日常生活で誰もが不自由なく生活ができるまちづくりを進めます。

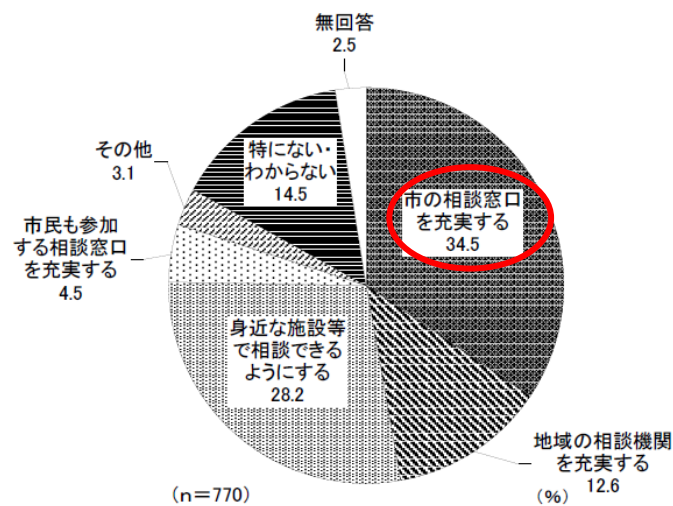


課題③ 支援につながる体制づくり

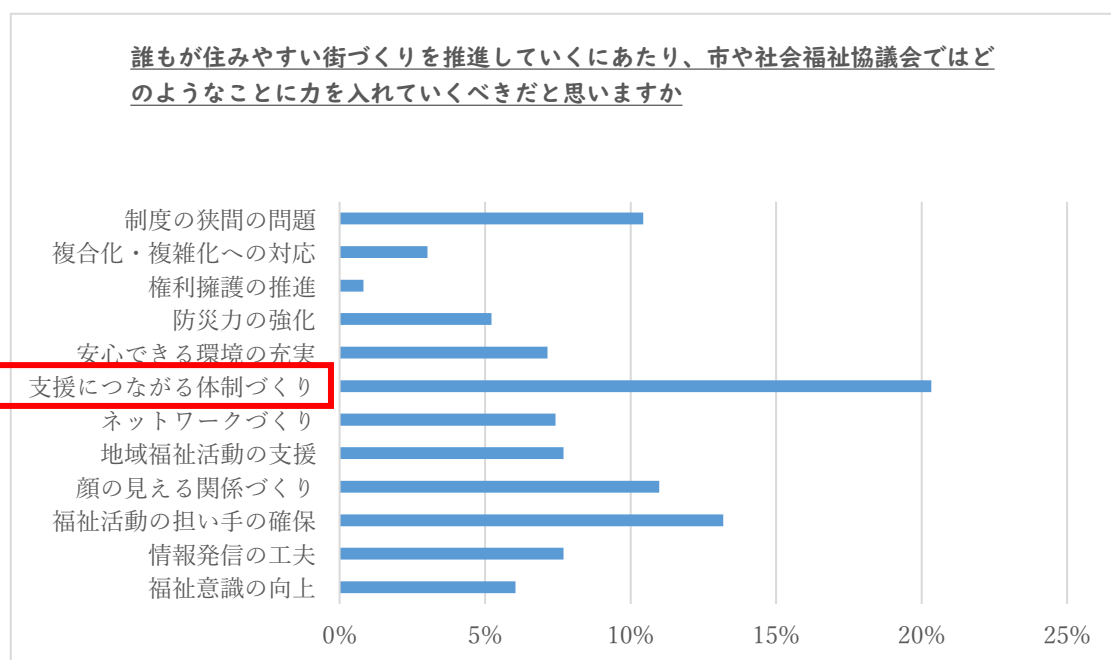
現状

福祉総務課で実施した福祉に関する市民意識調査では、質問項目「福祉に関する相談をしやすくするために必要な取り組み」について、「市の相談窓口を充実する」が3割半ばで最も高くなっています。また、社会福祉法人実施のアンケートでは、「誰もが住みやすい街づくりを推進していくにあたり市や社会福祉協議会ではどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」の項目中、支援につながる体制づくりが、約20%と最も高くなっています。

問20 市民が福祉に関していっそう相談しやすくするために、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。(あてはまるもの1つに○)



※福祉総務課実施福祉に関する市民意識調査(令和2年1月実施)より



*社会福祉協議会実施アンケートより

目指す姿

困りごとを抱えたときに相談先が分からない、必要な情報を受け取れないといったことがないよう、福祉に関する情報発信を工夫するとともに、引き続き、支援を必要としている人が必要な制度を利用することができる体制づくりの構築に努めていきます。

課題④ 地域社会のつながりの希薄化

現状

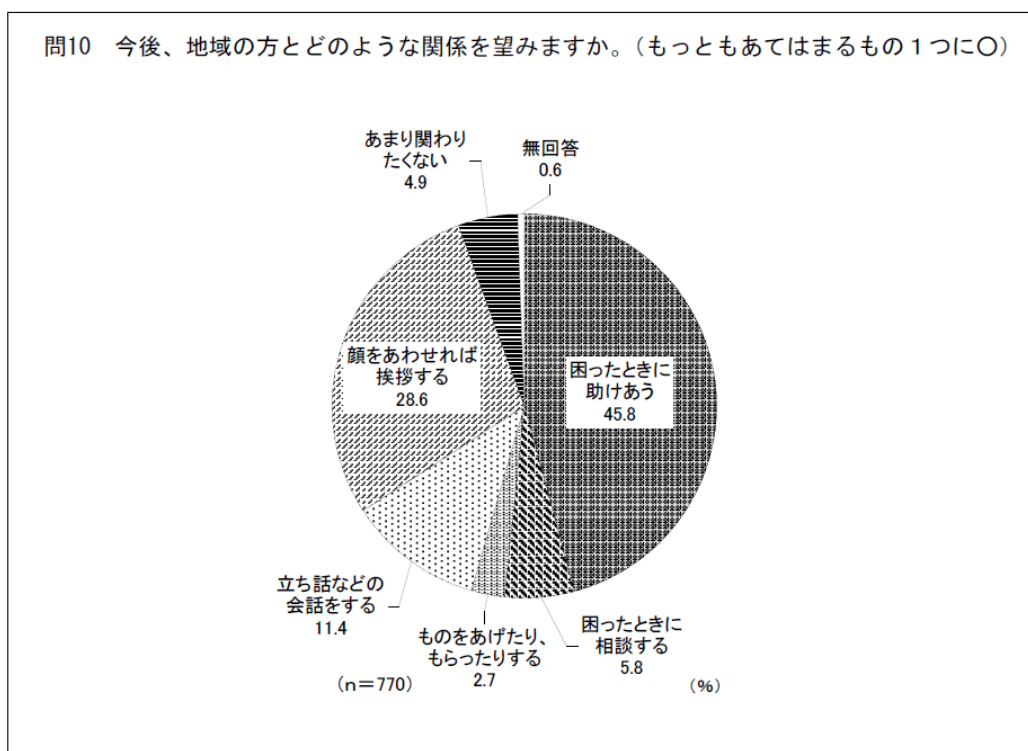
都心に近く、人の入れ替わりが激しい市の特性上、近所付き合いが希薄化している傾向にあり、地域活動やボランティア活動に参加していない人も過半数を超えています。

その一方、福祉に関する市民意識調査では、「地域の方とどのような関係を望みますか」の項目において、地域の方と困ったときに助け合う(45.8%)、困ったときに相談することができる(5.8%)と、過半数の方が積極的な関係を作りたいことを望んでいます。

あなたはこの1年間で地域活動やボランティア活動に参加しましたか



※共創企画課実施市民意識調査(平成30年度実施)より



※福祉総務課実施福祉に関する市民意識調査(令和2年1月実施)より

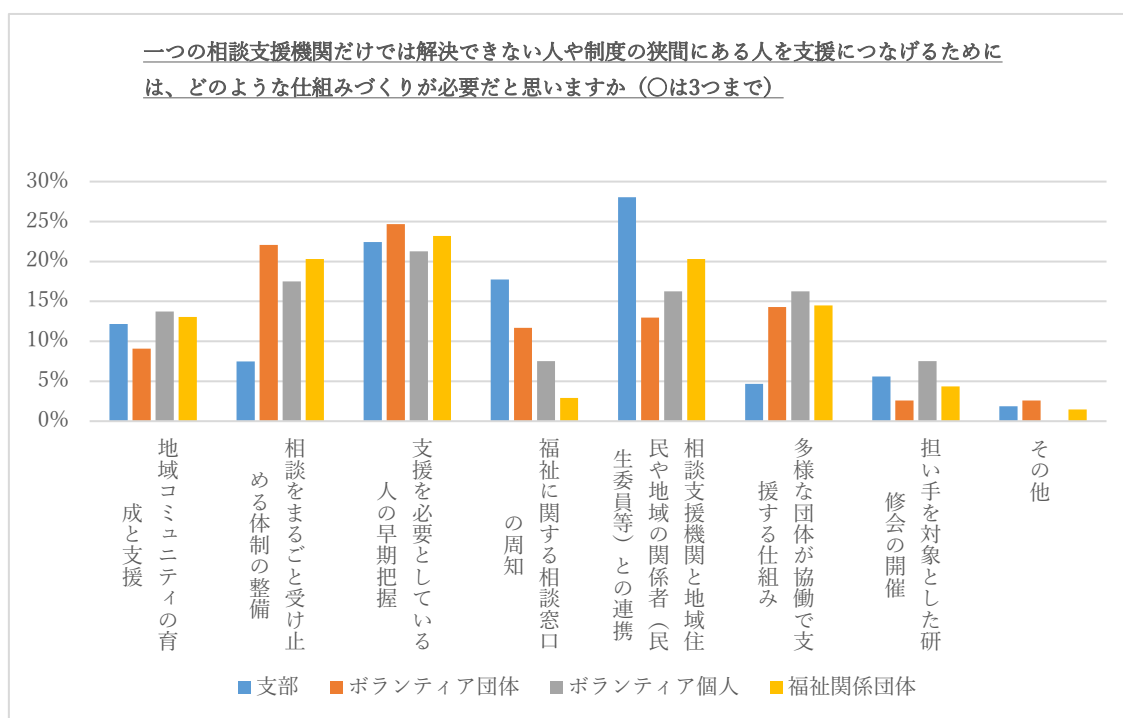
目指す姿

住民同士の相互理解を深め、地域福祉活動の担い手を支援するため、活動のきっかけとなる情報提供や活動拠点の整備、団体同士の連携推進を行い、地域コミュニティの育成と支援を行います。

課題⑤ 地域生活課題の複雑化

現状

8050問題やゴミ屋敷など、制度の狭間や、複数の問題が複雑に絡みあい、従来の支援では対応することが難しい方が増えています。



※社会福祉協議会実施アンケートより

目指す姿

様々な要因で複雑化、複合化した課題を抱える人を受け止め、支援に取り組んでいくためのネットワークづくりを進めていきます。また、支援を必要としている方が問題を抱え込むことがないように、相談窓口の充実を図り、孤立を防ぐための取り組みを行います。



5. 基本理念、基本施策について

計画の実現に向けて、基本理念と基本方針を下記の通り作成いたしました。基本理念は、実現したい地域福祉の象徴であり、基本施策は基本理念の実現に向けて進める施策の方針となっております。

(1) 基本理念(案)について

戸田市では、第1期戸田市地域福祉計画より「やわらかに響き合う～認め合い、話し合い、支え合い、ホッとする^{まち}戸田～」を基本理念とし、地域福祉の推進に取り組んできました。

「やわらかに響き合う」は、市民一人ひとりが地域住民として自覚と責任を持ち、自立しながら、お互いのプライバシーや尊厳を守り(認めあい)、交流し(話しあい)、支え合い、安心できる(ホッとする)福祉コミュニティの将来像を表すとともに、市、市民、事業者が対等な立場(認めあい)、で情報や意見を交換し(話しあい)、福祉サービスの充実した(ホッとする)戸田市の将来像を目指すものでもあります。

また、戸田市社会福祉協議会では、戸田市社会福祉協議会第1期運営強化計画より「となりどうしのささえあいで、だれもが安心して、いきいき暮らせるまち」を基本理念とし、地域における様々な諸問題の解決を、住民主体による隣近所での支えあい活動で推進していくことを目指してきました。

これまでも戸田市と戸田市社会福祉協議会は、地域福祉における車の両輪として連携し、課題解決に向けて、整合性を図りながら取り組みを進めてきましたが、次期計画では、双方の計画を一体的な計画としたことで、より一層地域課題、地域福祉推進の方向性を共有化することとなります。

これらを踏まえ、次期計画では、前期計画までの「やわらかに響き合う～認め合い、話し合い、支え合い、ホッとする^{まち}戸田～」という市の理念を受け継ぎ、戸田市と戸田市社会福祉協議会が互いに話し合い、福祉サービスの充実した戸田市のために連携し、だれもが安心して地域で暮らし続けられる地域社会づくりを目指していくことといたします。

第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画基本理念

やわらかに響きあう

—認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする^{まち}戸田—

(2) 基本施策(案)について

基本理念「やわらかに響き合う～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田^{まち}～」の実現に向けて、次の3つの基本施策に取り組みます。

この施策は第4期地域福祉計画の成果を生かしつつ、戸田市と戸田市社会福祉協議会で、新たな課題解決に向けた取り組みを示すものとなります。

設定した基本理念、基本施策を踏まえて、次の通り施策を展開し、方向性を決めました。

基本理念を実現するための3つの基本施策と9つの展開

基本理念	基本施策	施策の展開
やわらかに響きあう～認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする戸田 ^{まち} ～	1 地域で支えあう戸田 ^{まち} づくり	1 地域福祉活動の担い手の確保
		2 顔の見える関係づくりの支援
		3 地域福祉活動の支援
	2 だれもが安心できる戸田 ^{まち} づくり	1 だれもが安心できる環境の充実
		2 権利擁護の推進
		3 情報の共有と発信の充実
	3 福祉サービスの充実した戸田 ^{まち} づくり	1 安定した暮らしのための支援
		2 健やかに過ごすための仕組みづくり
		3 相談支援体制の充実

基本施策 1(案) 地域で支えあう^まち^ちづくり

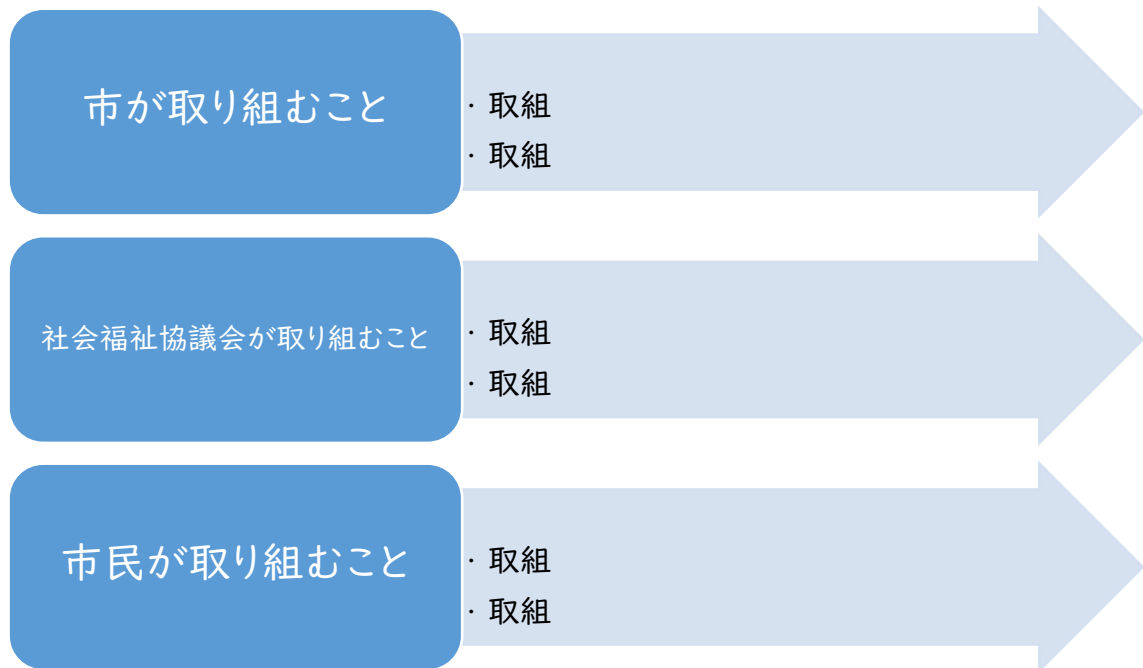
第3期戸田市地域福祉計画より引き続き、活動を担う市民の育成、身近な地域活動の促進により、地域で支えあうまちづくりを目指します。

市民が福祉に関心を持ち、地域福祉推進への主体的参加を促進するとともに、地域福祉を推進する人材を育成します。また、身近な地域での活動が定着するように、地域の拠点整備や、地域住民、ボランティア団体等の活動支援を行います。



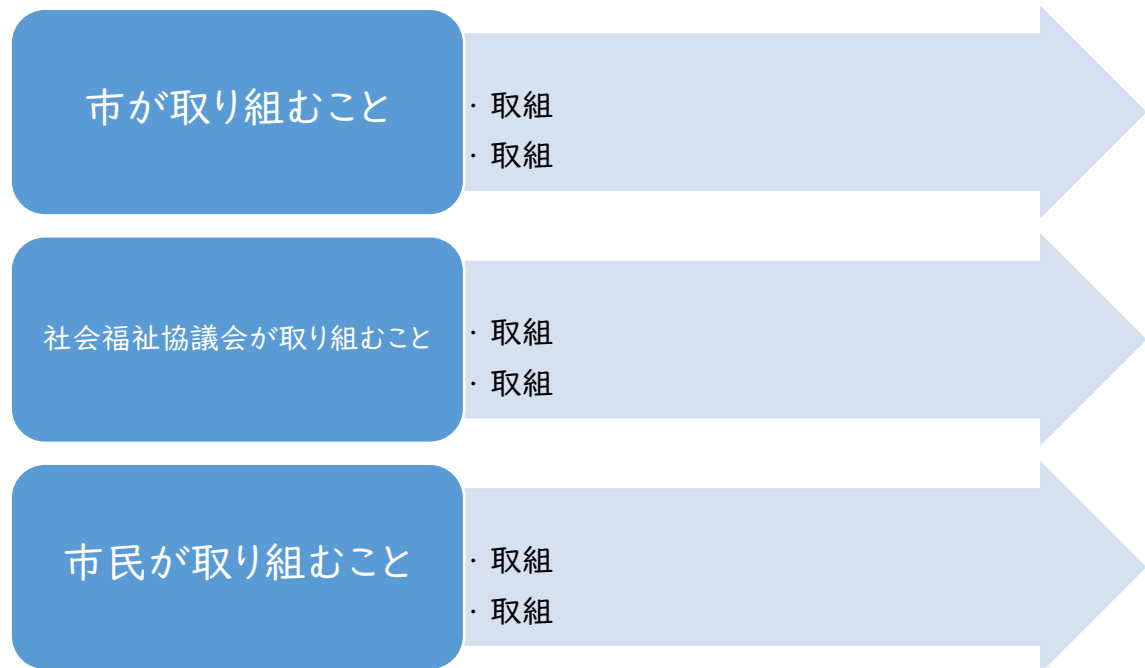
取組① 地域福祉活動の担い手の確保

地域福祉活動の担い手を確保するため、セミナーや勉強会を通じ、人材を育成します。また、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助を担う民生委員・児童委員への支援を行います。



取組② 顔の見える関係づくりの支援

身近な圏域での地域福祉活動が定着するよう、地域コミュニティづくりを支援するため、地域活動団体への加入促進や活動拠点の整備、孤立を防ぐための居場所づくりを行います。



取組③ 地域福祉活動の支援

住民の地域福祉活動に対する支援や団体同士の連携を推進し、ボランティア団体の支援や団体間のネットワークづくりを行います。また、公私協働の実現のため、社会福祉法人の地域における連携を支援します。



基本施策2(案)だれもが安心できる^{まち}戸田づくり

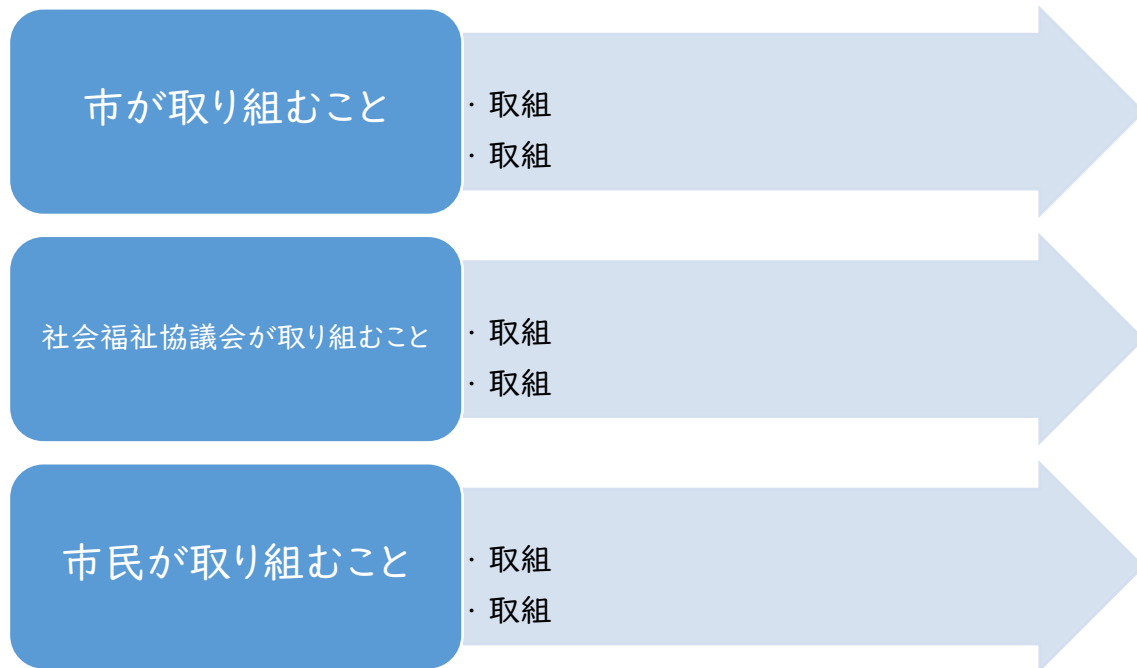
年齢、性別、障害等の属性に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができるまちづくりをめざします。

高齢者、障害者をはじめ誰もが日常生活で不自由がなく生活できるため、災害時に助け合うための仕組みや、バリアフリーのまちづくりを進めていくとともに、子どもや高齢者等、支援が必要な方の権利を守るための取り組みを行います。



取組① 誰もが安心してできる環境の充実

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心して過ごすことができる戸田を目指して、バリアフリー化の促進や移動手段の確保、配慮が必要な人へ住まいの確保するための支援を行います。また、災害が起こった時に備えて、日常的な見守りを通じて、地域の助け合いの仕組みを作ります。



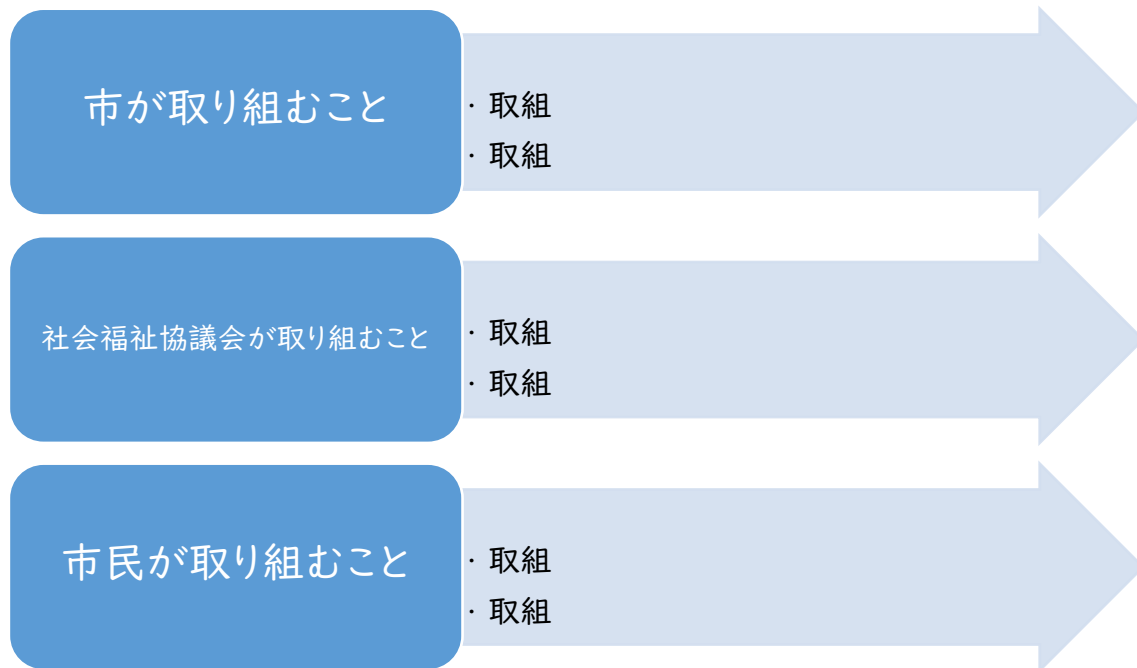
取組② 権利擁護の推進

高齢者、子ども等、生活するにあたって支援を必要とする人の権利を守るため、虐待事案についての対応や成年後見制度の活用など、権利擁護のための取り組みを進めます。



取組③ 情報の共有と発信の充実

困りごとを抱えた人が必要な情報を受け取ることができるように、広報や制度の周知で必要な情報を発信します。



基本施策3(案) 福祉サービスの充実した^{まち}戸田づくり

福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを必要としている人が必要なサービスを利用することができる仕組みづくりに取り組みます。

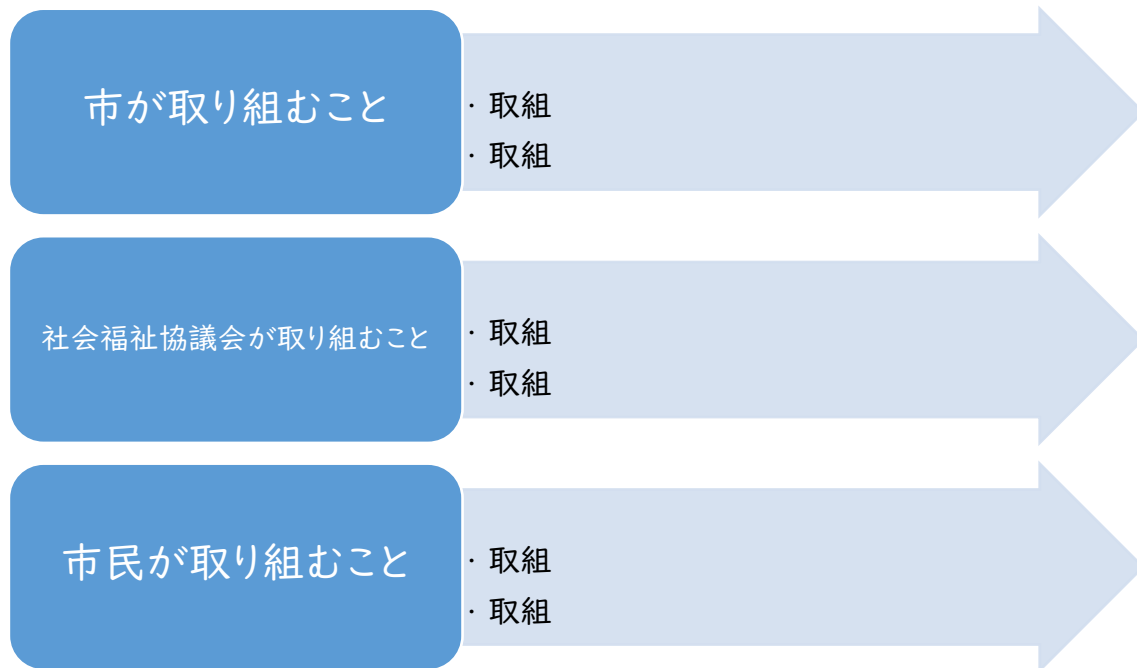
様々な要因で生活に困窮している方が、安定した暮らしを送るための支援を行います。

複合化する福祉ニーズに対応するため、支援を必要としている人が必要な制度を利用することができる体制づくりの構築に努めていきます。また、様々な要因で複雑化、複合化した課題を抱える人を受け止め、支援に取り組んでいくための相談窓口の充実を図ります。



取組① 安定した暮らしのための支援

失業や長期に渡るひきこもり等、様々な要因で、生活に困窮している人が安定した生活を送ることができ
るための支援を行います。



取組② 健やかに過ごすための仕組みづくり

誰もが健康でいきいきと暮らしていくための取り組みや、介護サービスの充実で身近な地域で健やかに過ごすことができる取り組みを進めます。



取組③ 相談支援体制の充実

福祉に関する相談窓口や地域の身近な相談員であるCSW(コミュニティ・ソーシャルワーカー)の充実を図り、様々な相談を受け止めることができる仕組みを作ります。



6. 計画改定に係る審議会のスケジュール

令和4年度の戸田市福祉施策審議会・戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画企画委員会の開催回数及び主な審議事項は下記を予定しています。

時期	審議事項
第1回 5月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画骨子(案)について ・第4期地域福祉計画、戸田市社会福祉協議会第2期運営強化計画に係る進捗報告について
第2回 7月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(素案)について
第3回 11月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(原案)について
第4回 2月予定	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期戸田市地域福祉計画・第5期戸田市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について ・パブリックコメントの報告について